

多様な性に関する相談窓口 一覧

・葛飾区

LGBTs相談 毎月1回 土曜日
電話・面談・Zoomによる相談
電話・メールによる事前予約が必要
TEL 03-5654-8148
メール 031200@city.katsushika.lg.jp

・東京都

性自認及び性的指向に関する専門電話相談
火曜日・金曜日 18～22時
(祝日・年末年始を除く)
TEL 050-3647-1448

専門LINE相談

月曜日・水曜日・木曜日
17～22時
(祝日・年末年始を除く)

LINE QRコード



・法務省

みんなの人権110番
平日 8時30分～17時15分
TEL 0570-003-110

子どもの人権110番

平日 8時30分～17時15分
TEL 0120-007-110

・よりそいホットライン

24時間365日
TEL 0120-279-338

【このリーフレットに関するお問い合わせ先】

葛飾区総務部人権推進課

〒124-0012 東京都葛飾区立石5-27-1
ウィメンズパル内

TEL : 03-5654-8148 (直通)
MAIL : 031200@city.katsushika.lg.jp
令和4年11月発行

監修：
一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（通称：LGBT法連合会）

LGBT法
連合会

東京都 パートナーシップ 宣誓制度 が始まりました！



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

パートナーシップ宣誓制度 ってなんだろう？

日本では民法上、異性以外と結婚することができません。しかし実際にはお互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合っている性的マイノリティはたくさんいます。

こうした関係を自治体に宣誓し、宣誓を受けたことを自治体が証明する制度が、一般的にパートナーシップ宣誓制度と呼ばれます。

性的マイノリティって？

性的マイノリティは、「レズビアン（女性同性愛者）」「ゲイ（男性同性愛者）」「バイセクシャル（両性愛者）」など性的指向が異性に限らない方、またはトランスジェンダーなど性自認が出生時に判定された性別と一致しない方を表す言葉として使われています。

性のあり方（セクシュアリティ）はひとそれぞれであり、組み合わせも多様なことから、「性のグラデーション」とも言われます。

どんなことに困っているの？

多様な性に対する理解の不足から、性的マイノリティへの差別や偏見が生まれ、さまざまな不便（困難）に突き当たります。

- 住居を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に大家から断られた。
- トランスジェンダーであることを伝えたら内定を取り消された。
- 職場（学校）のトイレが使えなかった。
- パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護をさせてもらえなかった。
- パートナーを生命保険の受取人に指定したところ、親族でないことを理由に拒否された。

・出典：（一社）LGBT法連合会作成

『性的指向および性自認等を理由とするわたしたちが社会で直面する困難リスト（第3版）』

みんなに関係があることなの？



国内の企業等によるインターネット調査によれば、約1割が性的マイノリティであるという結果も出ています。単に気付いていないだけで、「自分の周りにもいるかもしれない」と考え、理解して行動することが重要です。

パートナーシップ宣誓制度の受理証明書をお持ちの方とそのパートナーとの関係性が尊重され、制度やサービスが円滑に利用できるよう対応をすることが各事業者や区民一人ひとりに求められます。

東京都パートナーシップ宣誓制度 が始まりました

東京都では、2018(平成30)年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、2022（令和4）年11月1日から運用が開始されました。

目的

- 多様な性に関する都民の理解を推進すること
- パートナーシップ関係に係る生活上の不便を軽減すること
- 性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげること

対象

- 双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人

東京都パートナーシップ宣誓制度 でなにができるようになるの？

東京都パートナーシップ宣誓制度を利用することで、法的に結婚しているカップルが利用出来る制度の一部を利用することが出来るようになります。

【利用できる制度の例】



- ・都営住宅の入居申込
- ・区営住宅の入居申込



- ・その他都民向けサービス（順次周知予定）



- ・民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生（例：生命保険の受取人として同性パートナーを指定すること ※企業によって適用ルールは異なります）

葛飾区では、より多くの方々へ差別や偏見を受けられることなく、大切なパートナーや子どもと共に日常生活を送ることができるよう本制度の活用を進めていきます。

東京都パートナーシップ宣誓制度 を利用したいときは

東京都パートナーシップ宣誓制度の手続きは原則オンラインで完結します。

届出に際しての要件など、詳しくは、東京都総務局人権部のウェブサイト（以下）をご覧ください。



<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>

- 受理証明書には「通称名」の記載が可能です。また、子どもに関する困りごとの軽減につなげるため、届出者の希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。
- 受理証明書は東京都の確認後、オンラインで交付されます。（宣誓届出後、交付まで10日程度かかります）